

「やまなし子育てネット」再構築業務企画提案実施要領

1 企画提案を求める業務の概要

(1) 目的

「やまなし子育てネット」(以下「本サイト」とする。)は、子育て中の保護者等が抱える育児への不安や悩みを解消するため、県内の子育て支援に関する情報を集約し、一元的に提供することを目的として、平成 17 年度に構築された。

その後、平成 22 年度には、ICT 技術の進歩に対応し、携帯電話を利用した情報の送受信ができること、WEB サイト上で県民同士が情報交流できる参加型のホームページとすることを目的として、サイトの再構築が行われ、平成 30 年度には病児・病後児保育施設の広域利用化に伴う、施設の利用状況表示や利用登録ができる機能を追加する改修が、令和 2 年度には通信の安全性を確保するための常時暗号化(常時 SSL 通信化)の改修が、それぞれ行われている。

こうした中、令和 4 年 6 月に Internet Explorer 11 のサポートが終了したことに伴い、別のブラウザで運用していく必要が生じたものの、本サイトを管理する一部機能が Internet Explorer 以外のブラウザ上では正常に稼働しないという問題を抱えており、現在は、Microsoft Edge の IE モードにより、運用を行っているものの、今後 IE モードのサポートが終了することも踏まえ、特定のブラウザ環境に依存しない形に再構築していく必要がある。

また、構築から 20 年以上が経つ中、運用が当初の想定とは変わってきている部分も多いため、現行の運用方法に合わせたサイト構成の整理も併せて必要となってきている。

こうしたことを踏まえ、本業務は特定の環境に依存しない形にシステムを再構築することと、サイト構成を整理することを主な目的として実施する。

(2) 名称

「やまなし子育てネット」再構築業務委託事業

(3) 業務内容

業務内容については、別添「「やまなし子育てネット」再構築業務委託仕様書」による。
なお、概要は次のとおり。

- ア 本サイトの再構築
- イ 現行サイトの整理と再構築後の本サイトへのデータ移管
- ウ 本サイト稼働環境の構築
- エ 本サイト稼働までに生じる全ての業務
- オ 業務運用マニュアルの作成、システム完成図書の作成、管理者研修の実施

(4) 予算限度額

10,231,575 円(税込み)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、当該調達規模を示すためのものであり、次の事項に留意すること。

- ア 令和 5 年度に次期ホームページシステムの構築・保守・運営等を行うために係る一切の費用を含む。(令和 6 年 1 月 1 日の公開から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 ヶ月間の次期ホームページの保守・運営費及びホームページ用機器の保守・リース費も含む。)
- イ 本サイト用機器のリースが必要な場合は、提案内容に基づいた機器を別にリース会社に入札発注を行うこと。

ウ サイト保守・運営費は約 1,364 千円／年、機器費用（保守・リース料等）は約 1,463 千円／年を見込んでおり、この範囲内で維持管理できるWEBサイトを提案すること。

(5) 履行期間

ア 本サイトの再構築及び公開に係る一切の業務

(ア) 再構築後の本サイトの納品及びデータ移管：令和5年12月24日（日）まで

(イ) 再構築後の本サイトの公開：令和5年12月25日（月）から

(ウ) 完成図書等の納品：令和6年1月5日（金）まで

イ 次の事項に留意すること。

(ア) ホームページ公開後の保守については「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき、県は本業務の受託者に、本サイト及び機器の保守・運用等ホームページの公開に係る一切の業務を委託する。

(イ) 本サイト並びに機器の保守・運用・管理委託契約の期間は令和6年1月1日から3年間を予定している。（長期継続契約終了後の保守・運用等については県と受託者の協議により定める。）

(ウ) なお、再構築後の本サイトは概ね6年間の使用を想定している。

2 企画提案競技への参加資格

次に記載する（1）提案参加資格のいずれにも該当し、企画提案への参加を希望する者（単体業者に限る）は、参加資格を有することを証明するため、提案参加確認申請書（別紙様式第1号。以下「確認申請書」という。）を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。また、確認申請書の確認は確認申請書の提出期限をもって行うものとする。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること。

イ 山梨県における物品等競争入札参加資格を持つ者。または、契約までに取得見込みの者。

＜参考＞「物品等競争入札参加資格審査申請」新規申請方法

<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/shinki/shinki01.html>

ウ 企画書を提出する日の現在で、今回と同程度の規模のWEBサイト構築に関し実績を有していること、並びにWEBサイトの保守に関しても原則として1年以上の営業実績を有していること。（様式第1号別表2「受託実績等証明書」に明記すること。）

エ 山梨県内に本社、支店又は事業所を有する等、本業務の委託契約及び構築後の保守・運用等に支障がない体制が整えられていること。（様式第1号別表4「システム構築及びアフターサービス・メンテナンス体制証明書」及び体制図に明記すること。）

オ 次のアからキまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者。

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げた者。

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は

検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

- (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (キ) 過去に県が実施した企画提案競技及び付属書類等に故意に虚偽の事実を記載した者。

(2) 確認申請書の添付資料

確認申請書に次の資料を添付すること。

ア 競争入札参加資格通知書（写）

競争入札に参加する者に必要な資格を申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」等の写しを添付すること。なお、参加資格は契約締結までに取得し、通知書（写）を提出すること。

イ 会社概要等整理表（別表1）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

ウ 受託実績等証明書（別表2）

エ 専任技術者証明書（別表3）

オ システム構築及びアフターサービス・メンテナンス体制証明書（別表4）

(3) 確認申請書の提出期限

令和5年5月1日（月）から同年5月15日（月）までの「山梨県の休日定める条例（平成元年山梨県条例第6号）」に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

(4) 提出場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
山梨県子育て支援局子育て政策課 子育て支援担当
電話番号：055-223-1456（直通）FAX番号：055-223-1475

(5) 提出方法

申請書類一式を持参又は電子申請により提出してください。

※電子申請にあたっては、申請書類一式をPDF化し、一つのPDFファイルに結合して、提出してください。（ファイル容量が大きくメール添付に適さない場合は、事前に電話連絡をお願いします。ファイル共有方法を指示させていただきます。）

メールアドレス：kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(6) 結果の通知

提案参加資格確認の結果通知は郵便（FAXも併用）により通知する。

3 スケジュール

(1) 企画提案説明会の開催

企画提案に係る説明会を次のとおり実施するので、説明会への参加を希望する者は、令和5年5月10日（水）の午後5時00分までに子育て政策課子育て支援担当あてに連絡するこ

と。

- ア 日 時 令和 5 年 5 月 12 日（金） 午前 10 時 00 分から
- イ 会 場 オンライン開催（Zoom）
- ウ 申込み方法 電話又はメール（件名を「説明会参加希望（やまなし子育てネット再構築業務）」とすること）
電話番号：055-223-1456
メールアドレス：kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

エ その他の事項

- (ア) 説明会への参加は各社 2 アカウント以内とする。
- (イ) 連絡事項は会社名、参加者氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス）等とする。
- (ウ) 説明会への参加の有無は、企画提案競技の参加資格とは一切関係なく、審査にも影響しない。

(2) 質問の受付

ア 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第 2 号）に記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。

宛先：山梨県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

電子メール：kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

企画提案説明会の日から令和 5 年 5 月 17 日（水）午後 5 時 00 分までとする。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 19 日（金）午後 5 時 00 分までに、企画提案参加資格者あて電子メール又は FAX にて行う。

(3) 企画書の提出

ア 企画書の作成

企画書は、別添「やまなし子育てネット再構築業務委託仕様書」及び「やまなし子育てネット再構築業務企画書作成要領」に基づき作成すること。

イ 提出部数及び提出方法

- (ア) 提出部数 正本 10 部
- (イ) 提出方法 持参又は郵送とする。

ウ 提出期限

令和 5 年 5 月 25 日（木）午後 5 時 00 分までに到着するものとする。

なお、期限までに到着しなかった企画書は原則受理しない。ただし、災害その他の事由で企画提案者の責によらない理由により到着が遅れた場合はこの限りではない。

エ 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山梨県子育て支援局子育て政策課 子育て支援担当

電話番号：055-223-1456（直通）FAX 番号：055-223-1475

オ 企画書の取り扱い

- (ア) 提出された後の企画書の再提出や差し替えは認めない。
- (イ) 提出された企画書は返却しない。
- (ウ) 提出された企画書の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、採用された企画書の

使用权は山梨県に帰属する。

カ その他の事項

企画書の作成、提出に要する費用は企画提案者の負担とする。

(4) 企画書のプレゼンテーション

企画書の審査及び委託候補者の選定に資するため、企画書に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

企画提案者は、プレゼンテーション参加者名簿（別紙様式第3号）により、プレゼンテーションに参加する者及び説明する者（3名以内とする）を県が別に定める期日までに提出すること。

ア 実施日

令和5年5月29日(月)～30日(火)の期間内で実施する。

イ 会場及び時間等

別途連絡する。

ウ プレゼンテーションの時間

1社あたり45分間以内（提案書説明30分、質疑応答10分、準備等5分を予定）

エ その他の事項

- (ア) 企画提案者は、県より連絡する日時及び場所において企画提案者のプレゼンテーションを必ず行うこと。プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外するものとする。
- (イ) プレゼンテーションは企画書に基づき、業務推進体制等に記載された者のうち主担当となる者が行うこと。
- (ウ) 特に重要だと判断される機能、企画提案者にて強調したい機能については、デモンストレーションを行うこと。ただし、コンテンツ管理システム（CMS）については、必ずデモンストレーションを行うこと。
- (エ) プレゼンテーション及びデモンストレーションに必要な機材等は企画提案者で用意すること。
- (オ) デモンストレーション等で使用する参考資料等は、別に提出を受け付けるが、審査の対象とはしない。

4 委託候補者の選定及び契約方法

(1) 委託候補者の選定

ア 企画書の審査機関

企画書の審査は、「やまなし子育てネット再構築業務企画提案審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

イ 企画書の審査基準

別添「やまなし子育てネット再構築業務企画提案審査基準書」（以下、「審査基準」という。）による。

ウ 委託候補者の選定及び決定

審査委員会は、企画書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき、総合的かつ客観的に審査し、最も優れた企画書を選定し、県は委員会の選定結果をもとに委託候補者を決定する。

エ 委託候補者の公表

県は、審査の結果を速やかに各企画提案者あて通知するとともに、委託候補者名につ

いては県ホームページにおいて公表する。

オ 委託候補者の失格

委託候補者が次の事項に該当した場合は、委託候補者の決定を取り消し、審査委員会において次点の企画提案者を新たな委託候補者とする。

- (ア) 委託候補者が契約締結までに、「2 企画提案競技への参加資格」に記載する資格を喪失した場合
- (イ) 委託候補者が次項「(2) 契約方法」に定める協議に合意しない又は契約を締結しない場合
- (ウ) 確認申請書及び企画書、添付する資料等において、故意に虚偽の内容が記載されている事実が判明した場合
- (エ) 審査結果に影響を与えるような工作や不当な活動を、関係者に行ったと認められる場合
- (オ) この要領に定める手続き以外の方法により、事務局や審査委員会委員等関係者に直接間接を問わず連絡を求めた場合

(2) 契約方法

ア 県は、4の(1)に記載する審査委員会で決定した委託候補者との間で、委託業務等に関して必要な協議を行う。協議の内容によっては企画書の一部変更する場合がある。

イ アの協議が合意に至った場合は、本業務に関する契約の締結手続きを行う。ただし、合意に至らなかった場合は、委託候補者の決定を取り消し、審査委員会において次点の企画提案者を委託候補者とし、必要な協議を行う。

ウ 委託契約は、山梨県財務規則等に基づき行う。また、契約金額は県の算定した予定価格の範囲内の額とする。

(3) 委託料の支払い方法

委託料は、精算払いにより支払う。

5 その他

(1) 企画書の提出辞退

確認申請書提出後に企画書の提出を辞退する場合は、「企画提案不参加表明書(別紙様式第4号)」を企画書の提出期限までに提出すること。

(2) 秘密の厳守

企画提案者は、本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 担当者の変更

企画書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

6 事務局・問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県子育て支援局子育て政策課 子育て支援担当

電話番号：055-223-1456(直通) FAX 番号：055-223-1475

電子メール：kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

問い合わせ時間：県の休日を除く平日の午前9時00分から午後5時00分までの間

7 様式一覧

- (1) 提案参加確認申請書（様式第1号）
- (2) 会社概要等整理表（様式第1号別表1）
- (3) 受託実績等証明書（様式第1号別表2）
- (4) 専任技術者証明書（様式第1号別表3）
- (5) システム構築及びアフターサービス・メンテナンス体制証明書（様式第1号別表4）
- (6) 質問票（別紙様式第2号）
- (7) プレゼンテーション参加者名簿（別紙様式第3号）
- (8) 企画提案不参加表明書（別紙様式第4号）